（様式－1）

（平成19年3月1日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

事務名　使用許可証の再交付

作成部署　建設局公園緑地部公園課霊園係　電話41－351

《事務処理フロー図》

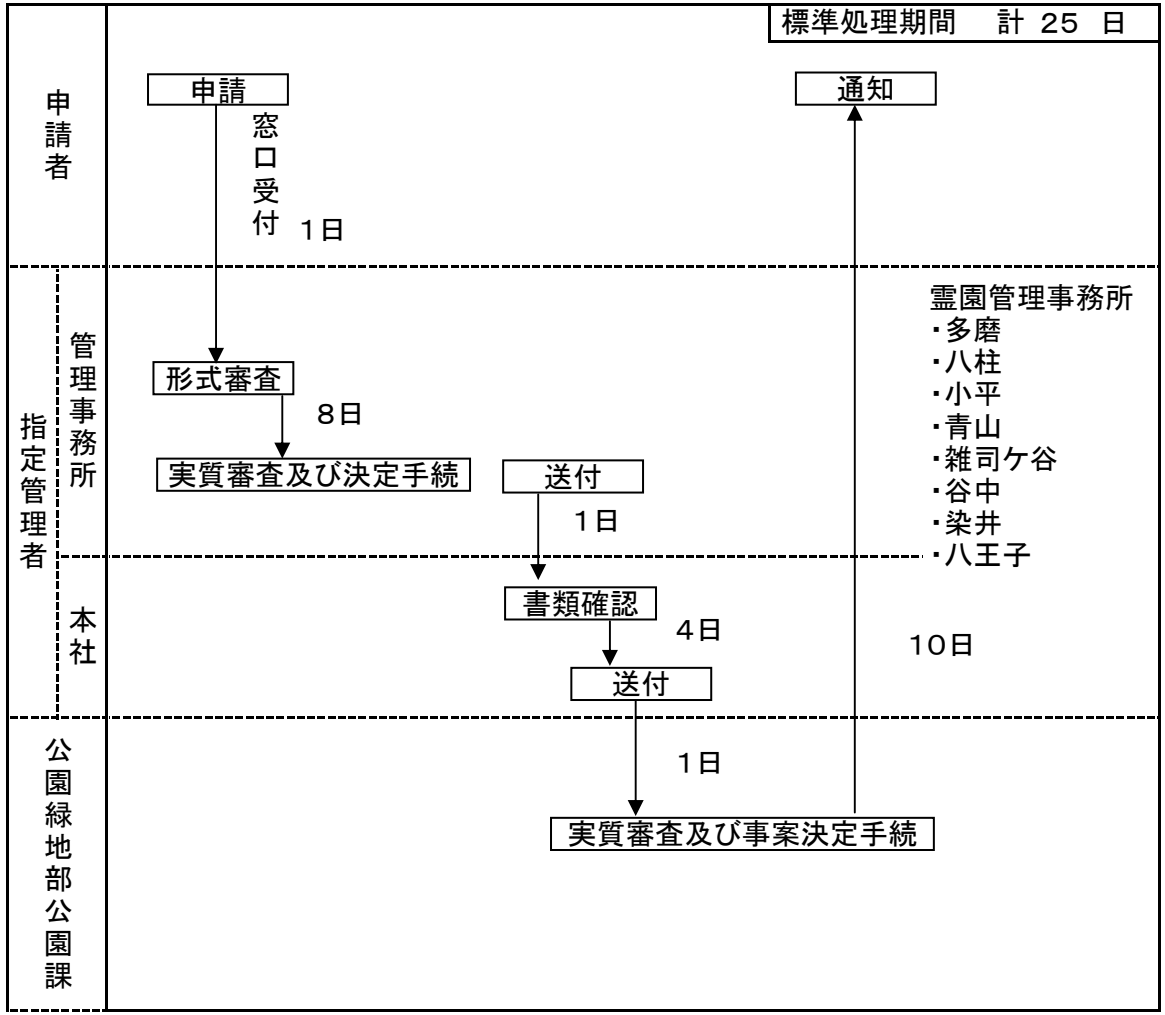

《事務処理フロー図の説明》

項番	項　目	説　　明
1	形式審査	提出された申請書に記入漏れがないか審査します。
2	実質審査及び決定手続	提出された申請書に記入漏れがないか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。審査後、再交付の諾否について各霊園管理事務所長が決定します。
3	書類確認	各霊園の書類のとりまとめ・システム情報との照合・修正を行います。
4	実質審査及び事案決定手続	提出された申請書が審査基準を満たしているかどうかを審査します。審査後、再交付の諾否について知事が決定します。
5	通知	申請者に使用許可証の交付を行います。